個別健診を受けましょう

加東市国民健康保険に加入されている40歳以上の方（年齢基準日は平成29年3月31日）で、まちぐるみ総合健診において特定健診を受診されていない方は、各医療機関で個別に受診することができます。

また、医療機関で定期的に検査を受けられている場合は、健診受診票に同封している簡易受診票を提出していただくことで、特定健診の受診に代えることができますので、簡易受診票の作成をかかりつけ医にご相談ください。

検査内容　身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査

負担額　1,000円

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、40・45・50・55・60・65・70歳の誕生日を迎えられる方は無料です。

受診方法　下表の協力医療機関へ電話予約のうえ、受診してください。

受診時に持参するもの
○国民健康保険被保険者証
○健診受診票
○採尿容器

受診期限　12月25日(日)

問い合わせ
市民生活部保険・医療課（庁舎1階）
☎43・0500

肝炎ウイルス無料個別検診のお知らせ

肝炎ウイルス検診

B型・C型肝炎ウイルスを調べます

加東市では、過去に肝炎ウイルス検診を受診したことがない方のうち、下記の生年月日に該当する方に、無料クーポン券と受診票をお届けしています。この機会にぜひ受診しましょう。

※平成28年5月25日以降に転入された方で、過去に未受診の方は受診できます。健康課へご連絡ください。

■**受診期限**　12月25日(日)

■**受診方法**　下表の協力医療機関へ電話予約のうえ、受診してください。(受診方法の詳細は、個別通知でお知らせしています)

問い合わせ
市民生活部健康課(庁舎2階)　☎42-2800

対象となる方の生年月日
- ●昭和51年4月2日～昭和52年4月1日
- ●昭和46年4月2日～昭和47年4月1日
- ●昭和41年4月2日～昭和42年4月1日
- ●昭和36年4月2日～昭和37年4月1日
- ●昭和31年4月2日～昭和32年4月1日
- ●昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
- ●昭和21年4月2日～昭和22年4月1日

小野市(局番0794)

医療機関名	電話番号	肝炎ウイルス	特定健診
井岡医院	67-2367	○	○
育が丘クリニック	62-8112	○	○
栄宏会 小野病院	62-9900	○	○
岡田内科医院	62-7366	○	○
岡村医院	62-4300	○	○
柏木医院	67-0199	○	○
北野整形外科・外科	63-1080	○	○
小島クリニック	64-2727	—	○
清水内科クリニック	62-1005	○	○
つぼた小児科医院	62-2752	○	○
兵庫あおの病院	62-5533	○	○
復井診療所	66-7318	○	○
福岡クリニック	63-1600	○	○
まえだクリニック	64-0771	○	—
まつい子どもクリニック	63-7366	—	○
松尾内科	64-0880	○	○
三浦クリニック	70-9288	○	○
山口内科医院	64-0202	○	○
依藤診療所	63-0028	○	○
緑駿病院	63-5577	—	○

加東市

医療機関名	電話番号	肝炎ウイルス	特定健診
青山医院	46-0321	○	○
井上医院	42-1190	○	○
嬉野診療所	42-8477	○	—
桂医院	43-0252	○	○
加東市民病院	42-5511	○	○
坂本医院	42-6660	○	○
神医院	47-0144	○	○
曽野医院	42-6299	○	○
田渕医院	48-0160	○	○
東条診療所	46-0048	○	○
ふるもとクリニック	40-0202	○	○
ますむら医院	48-0704	○	○
松原メイフラワー病院	42-8851	○	○
松本小児科医院	42-5105	○	○
森下クリニック	42-0024	○	○
やすらぎの森診療所	40-8100	○	○

7月は国民年金保険料の免除・納付猶予申請の更新時期です

経済的な理由や失業・退職などにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、納付の免除や猶予などを受けることができます。

免除の区分	所得審査の対象者	免除が適用される所得の上限額	免除後の保険料月額
全額免除	申請者本人・配偶者・世帯主	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	0円
		本人が地方税法に定める障がい者または寡婦であって、所得が125万円以下	
4分の3免除	申請者本人・配偶者・世帯主	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4,070円
半額免除	申請者本人・配偶者・世帯主	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8,130円
4分の1免除	申請者本人・配偶者・世帯主	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	12,200円
納付猶予制度(50歳未満)	申請者本人・配偶者	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	0円
		本人が地方税法に定める障がい者または寡婦であって、所得が125万円以下	

○平成28年度保険料は、月額16,260円です。

【申請免除・納付猶予制度の要件】

◆所得判定対象者は、前年の所得額が上記表の基準額以下である方

◆失業・退職・倒産・事業の廃止などがあった方

◆生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方

◆特別障害給付金を受けている方

【免除・猶予期間の扱い】

免除・猶予承認期間は、受給資格期間に算入されますが、免除の割合により受け取る年金額が変わります。

■全額免除…50％
■4分の3免除…62・5％
■半額免除…75％
■4分の1免除…87・5％
■納付猶予制度…年金額には影響しません。

なお、年金の受給前であれば、10年までさかのぼって保険料を納めることができます。(3年以上前の免除等期間の保険料の追納については、支払わなければならない金額が増加します)

【免除・猶予承認期間】

免除・猶予の承認期間は、7月から翌年6月までとなっています。7月から前年度に引き続き承認を希望する場合や、新たに承認を受けようとする方は、申請書の提出が必要です。

ただし、前年度に保険料の全額免除(失業の場合を除く)の承認を受けていた方で、申請時に継続した免除・猶予を希望しておられた場合は、改めての申請は不要です。

また、免除・猶予の申請は、申請月の2年1か月前の期間までさかのぼって受け付けできます。希望される方は早めに手続きをしてください。

【申請に必要なもの】
○印鑑
○年金手帳
○失業や退職を理由に免除申請をされる方は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等の写し

【申請・問い合わせ】
市民生活部保険・医療課（庁舎1階）
☎43・0501

平成28年度臨時福祉給付金のお知らせ

消費税率引き上げの影響を緩和するため、所得の低い方や障害・遺族基礎年金の受給者に、国から給付金が支給されます。

支給対象者　次の①・②の要件を両方満たす方
①平成28年1月1日において、加東市に住民票がある方
②平成28年度分の市町村民税が課税されていない方
※ただし、次の方は対象外です。
○平成28年度の市町村民税が課税されている方に扶養されている方
○生活保護制度の被保護者となっている方

支給額　対象者1人につき3,000円
※障害・遺族基礎年金を受給されている方には、支給額に30,000円が加算され、計33,000円が支給されます。ただし、高齢者向けの給付金を受給されている場合は対象外になります。

申請方法　申請手続きのご案内とともにお送りする返信用封筒で、加東市役所へ郵送してください。

※申請手続きのご案内は、7月下旬に対象になると見込まれる方へお届けします。

申請期間　8月1日(月)から平成29年1月4日(水)

給付金の支給時期　10月から支給開始予定

※支給の決定後に送付する通知書で、振込日等をご確認ください。

申請・問い合わせ　福祉部社会福祉課(庁舎1階)　☎43-0409